

令和8年4月1日

独立行政法人 水資源機構 分任 契約職  
利根導水総合管理所長 大津 太郎  
(公印省略)

## 見 積 依 頼 書

- 1 件 名 浄化槽保守点検等業務(末田須賀堰)(オープンカウンタ方式による)
- 2 業 務 場 所 埼玉県さいたま市岩槻区大字新方須賀1160 独立行政法人水資源機構 末田須賀堰操作所
- 3 業 務 期 間 契約締結の翌日 令和9年3月31日 まで
- 4 内 容 等 別途交付する仕様書等のとおり

記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得書等を熟覧のうえ提出してください

### 記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 要 件 さいたま市浄化槽保守点検業者名簿に登録されており、かつ、さいたま市から浄化槽清掃の許可を受けている者
- 3 見 積 書 等
  - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りま。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
  - 2) 提 出 方 法 電子メール又はFAXによる。(※メールアドレス及びFAX番号は、4)に記載)
  - 3) 見 積 書 提 出 期 限 令和8年4月13日 12:00 まで
  - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所  
FAX番号 048-557-1506 (電子メール)nyukei\_tonedo@water.go.jp
  - 5) 担 当 者 総務課 契約担当
  - 6) 質 問 書 提 出 期 限 令和8年4月7日 12:00 まで
  - 7) 見 積 日 時 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。
  - 8) 見 積 回 数 2回を限度とする。  
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は令和8年4月14日 12:00までとします。
  - 9) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。  
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに書面により通知します。
- 5 そ の 他
  - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
  - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。
  - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。

# 浄化槽保守点検等業務（末田須賀堰）仕様書

## 第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所が発注する「浄化槽保守点検等業務（末田須賀堰）」に適用する。

## 第2節 業務内容

本業務は、次に掲げる業務場所において、浄化槽法第10条による浄化槽の保守点検及び清掃並びに同法第11条による水質検査等を行うものである。

2-1 業務場所 埼玉県さいたま市岩槻区大字新方須賀 1160 番地  
独立行政法人水資源機構 末田須賀堰操作所

2-2 業務期間 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

2-3 浄化槽の形式  
合併、接触ばっ気方式、50人槽（20 m<sup>3</sup>）

2-4 実施回数  
(1) 浄化槽法第10条による保守点検・清掃 4回  
( 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給等)  
※消毒剤の補給は、殺虫プレートを設置すること 2枚/年  
(2) 浄化槽法第11条による水質検査 1回  
(3) 汚泥の引き抜き・機器類の洗浄 1回

保守点検時等にポンプ、コンピューター、ブローアなどの設備機器に故障等が判明した場合は、速やかに機構に連絡されたい。

連絡を受けた場合、機構は承諾の上、別途修理等のため契約変更の対象とする場合があるが、機構の承諾なしに修理等を実施した場合は、受注者の自己負担となるので注意されたい。

## 第3節 履行確認、請負代金の請求及び支払について

### 3-1 履行確認

受注者は、業務が完了したときは発注者に保守点検報告書（記録票でも可）及び浄化槽法第11条検査票を提出し、履行確認を受けなければならない。

### 3-2 請求

受注者は、全ての業務の履行確認を受けた後、発注者に支払いの請求をするものとする。

### 3-3 支払

発注者は、前項の請求を受理したときは、速やかに請負代金を支払うものとする。

#### 第4節 損害の負担

本業務の実施により生じた損害（第三者に及ぼした損害も含む。）は、発注者の責に帰する場合を除き、受注者の負担とする。

#### 第5節 法令等の遵守

受注者は浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）その他の関係法令を遵守するとともに、本業務の実施にあたっては、環境衛生及び公害防止等に留意して、誠実に履行しなければならない。

#### 第6節 契約の解除

受注者が正当な事由がなく業務を行わないとき又は完了する見込みがないと発注者が認めたときは、発注者は、本契約を解除することができる。

#### 第7節 疑義等

受注者は、この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告し、事後の対応について協議するものとする。